



薬物の恐ろしさを正しく知ろう！！

- ☆薬物乱用は犯罪であるということをしかりと認識する。
- ☆誘われても「ダメ！」と断る勇気を持つ。
- ☆「一回くらいなら大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった考えは持たない。
- ☆家庭や社会に計り知れない弊害を及ぼすことを知る。

薬物についての相談窓口(一人で抱え込まないために・・・)

公共の相談窓口		電 話
県警ふれあい相談室 県警少年サポートセンター	静岡県警察本部	054-254-9110
		0120-783-410
薬物相談窓口	静岡県健康福祉部薬事課	054-221-2413
		E-mail:yakuji@pref.shizuoka.lg.jp
	静岡県賀茂健康福祉センター衛生薬務課	0558-24-2057
	静岡県賀茂健康福祉センター松崎保健支援室	0558-42-0262
	静岡県熱海健康福祉センター衛生薬務課	0557-82-9111
	静岡県東部健康福祉センター衛生薬務課	055-920-2107
	静岡県東部健康福祉センター修善寺支所	0558-72-2310
	静岡県御殿場健康福祉センター衛生薬務課	0550-82-1223
	静岡県富士健康福祉センター衛生薬務課	0545-65-2153
	静岡県富士健康福祉センター富士宮分庁舎	0544-27-1131
	静岡県中部健康福祉センター衛生薬務課	054-644-9289
	静岡県中部健康福祉センター榛原分庁舎	0548-22-1151
	静岡県西部健康福祉センター衛生薬務課	0538-37-2247
	静岡県西部健康福祉センター掛川支所	0537-22-3262
	静岡県西部健康福祉センター浜名分庁舎	053-594-3661
	静岡市保健所	054-249-3158
	静岡市保健所清水支所	054-354-2214
	浜松市保健所	053-453-6135
	浜松市保健所浜北支所	053-585-1172
	こころの電話	静岡県精神保健福祉センター (こども家庭相談センター精神保健福祉部)
0558-23-5560(伊豆地区)		
055-922-5562(東部地区) 0538-37-5560(西部地区)		
薬物依存相談		054-286-9245(予約)
ハロー電話「ともしび」	静岡県総合教育センター	055-931-8686(沼津地区)
		054-289-8686(静岡地区)
		0537-24-8686(掛川地区)
		053-471-8686(浜松地区)
	厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部	052-961-7000
●最寄りの警察署や静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。		
民間の相談窓口		電 話
NPO法人 ドムクス 事務局		055-947-2688
静岡ダルク		055-978-7750
スルガダルク		054-283-1925

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



静岡県健康福祉部

問合せ先
静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課
TEL 054-221-2413 FAX 054-221-2199

薬物乱用は ダメ。ゼッタイ。



近野成美

薬物乱用は人生を壊します やらない勇気が大切です！

薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で薬物を使うことです。
覚せい剤などの違法薬物の使用は、1回だけでも乱用、犯罪になります。

静岡県薬物乱用対策推進本部
(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター



薬物乱用は身近な問題です。

薬物乱用のおそろしさは、乱用者自身の精神や身体の問題にとどまらず、家庭内の暴力などによる家庭や人間関係の崩壊、さらには殺人、放火等悲惨な事件の原因ともなり、社会全体の問題へと発展します。麻薬や覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという「依存性」と、乱用による「幻覚、妄想」に伴う自傷他害の危険性があるという大きな特徴があります。一度だけのつもりがいつの間にか依存症となり、一度しかない人生が取り返しのつかないものとなります。

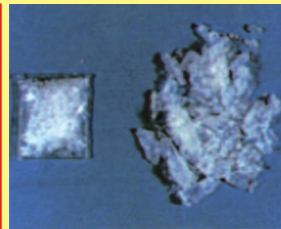
惑わされない！誘いの手口！

- × やせてきれいになるよ
- × ちょっとだけためしてみない
- × 面白いものがあるんだけど
- × 一回だけなら大丈夫、いつでもやめられるよ
- × みんなやってるよ
- × お金はこの次でいいよ
- × ただの栄養剤だよ



主な乱用薬物

覚せい剤



覚せい剤は「^{エス}S」や「スピード」などの俗称で呼ばれ、乱用薬物の中でも特に依存性が強く、繰り返し使用していると脳に強い障害を引き起こし、普通の生活ができなくなります。また、一度に大量に乱用すると、急性中毒で死ぬこともある危険な物です。

大麻



大麻草の葉を乾燥させたものや樹脂を固めたもので、「マリファナ」、「ハッパ」、「グラス」、「チョコ」などと呼ばれ、乱用すると感覚が異常になり、わけのわからない興奮状態になったり、気分が落ち込んだりします。連用していると、「無動機症候群」といって、毎日ゴロゴロして何もやる気のない状態になります。

MDMA



MDMA (エムディーエムエー) は化学的に合成された錠剤型の麻薬で「エクスタシー」「バツ (×、罰)」「タマ」とも呼ばれ、興奮作用と幻覚作用を併せ持つ大変恐ろしい薬物です。乱用すると、錯乱、抑うつ気分、睡眠障害、不安等が出現し、何週間も持続することがあります。また、脱水症、高血圧、心臓や肝臓の機能不全が生じます。

指定薬物



芳香剤、ビデオクリーナー、合法ドラッグ等と称され、危険性、違法性がないようにうたい、インターネット上で販売されていますが、吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害が起きるおそれがあり、麻薬や覚せい剤と同様の危険性が指摘されています。種類も様々で、麻薬に指定された物もあります。

向精神薬

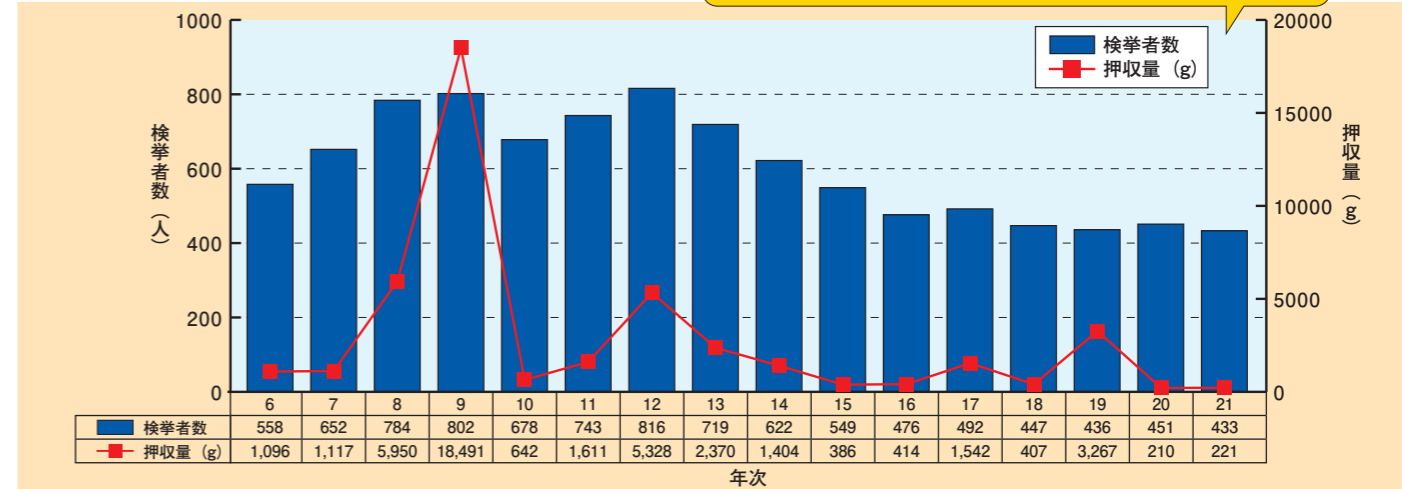


睡眠薬、抗不安薬、精神安定剤等をいいます。医師が治療のために処方し、指示どおりに服用することは乱用に該当しませんが、自分勝手に量を増やすと依存することがあります。症状に変化があったときは、必ず医師や薬剤師へ相談をしてください。

静岡県の薬物乱用の状況

1 覚せい剤事犯の検挙人員等

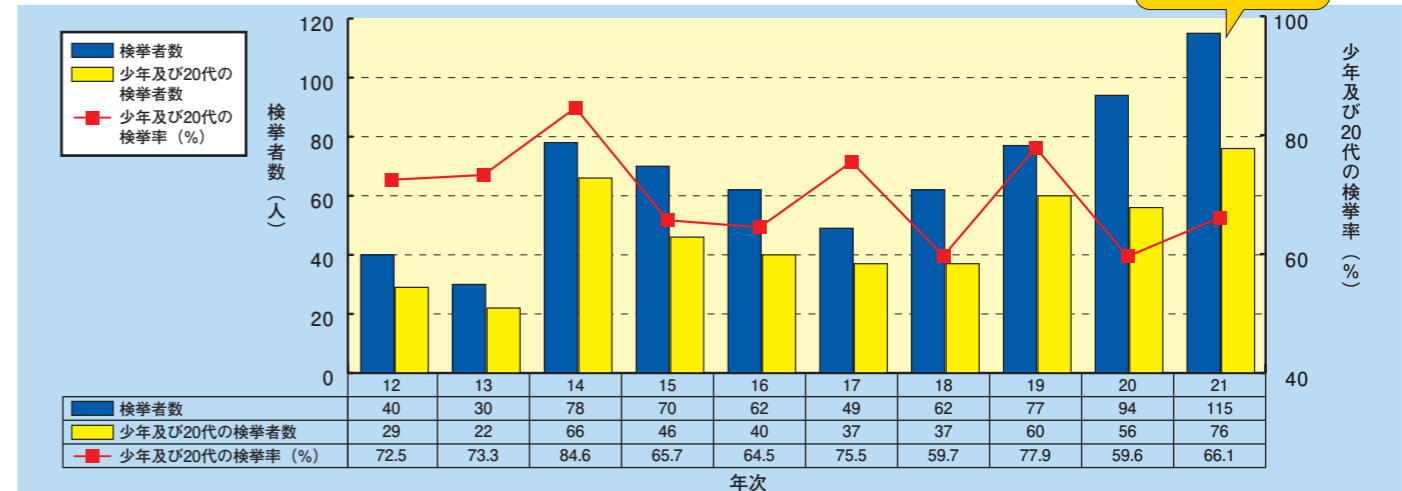
平成 21 年の覚せい剤検挙者数は全国第 9 位！



平成 21 年の覚せい剤事犯による検挙者は 433 人で、前年に比べ 18 人減少したものの、薬物事犯全体の約 8 割を占めています。依存性が強く、検挙者の約 6 割は再犯者です。覚せい剤事犯検挙者数の全国順位は 9 位、人口 10 万人あたりでは 7 位と高い位置にあります。

2 大麻事犯の検挙人員

過去最多！



平成 21 年の大麻事犯による検挙者数は 115 人で、過去最多となります。誤った知識や罪悪感の低下、インターネットの普及等が原因と考えられ、初犯者が多いです。また、10 代・20 代の青少年が占める割合は約 7 割と高く、若年層への拡大が危惧されます。

主な法律の規制

態様		栽培	譲渡・譲受	所持	使用
法律	薬物				
覚せい剤取締法	覚せい剤		非営利犯：10 年以下の懲役 営利犯：1 年以上の有期懲役、情状により 500 万円以下の罰金を併科		
大麻取締法	大麻	※	非営利犯：5 年以下の懲役 営利犯：7 年以下の懲役、情状により 200 万円以下の罰金を併科		
麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン		非営利犯：10 年以下の懲役 営利犯：1 年以上の有期懲役、情状により 500 万円以下の罰金を併科		
	その他の麻薬		非営利犯：7 年以下の懲役 営利犯：1 年以上の有期懲役、情状により 500 万円以下の罰金を併科		

※非営利犯：7 年以下の懲役 営利犯：10 年以下の懲役、情状により 300 万円以下の罰金を併科